

平成26年度栃木県議会 第327回通常会議議案（2）目次

第54号議案	平成26年度栃木県一般会計補正予算（第6号）	1
第55号議案	平成26年度栃木県馬頭最終処分場事業特別会計補正予算（第1号）	23
第56号議案	平成26年度栃木県流域下水道事業特別会計補正予算（第2号）	29
第57号議案	平成26年度栃木県病院事業会計補正予算（第1号）	35
第58号議案	平成26年度栃木県電気事業会計補正予算（第1号）	39
第59号議案	平成26年度栃木県水道事業会計補正予算（第1号）	41
第60号議案	平成26年度栃木県工業用水道事業会計補正予算（第1号）	43
第61号議案	平成26年度栃木県用地造成事業会計補正予算（第2号）	45
第62号議案	平成26年度栃木県施設管理事業会計補正予算（第1号）	49
第63号議案	栃木県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部改正について	51
第64号議案	栃木県安心子ども基金条例の一部改正について	53
第65号議案	市町村が負担する金額の変更について（環境森林部関係）	55
第66号議案	市町村が負担する金額の変更について（環境森林部関係）	57

第67号議案	市町村が負担する金額の変更について（農政部関係）	59
第68号議案	市町村が負担する金額の変更について（県土整備部関係）	63
第69号議案	工事請負契約の締結について（一般国道 294号新箒橋（仮称）鋼橋上部工建設工事）	67
第70号議案	工事請負契約の変更について（一般国道 400号下塩原第二トンネル（仮称）本体建設工事）	69
第71号議案	工事請負契約の変更について（小山警察署庁舎新築工事）	71
報告第1号	知事の専決処分事項報告について	73

第54号議案

平成26年度栃木県一般会計補正予算（第6号）

平成26年度栃木県の一般会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ18,598,780千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ772,892,470千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加、変更は、「第4表地方債補正」による。

平成27年2月18日 提出

栃木県知事 福田 富 一

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県 税		215,000,000	8,000,000	223,000,000
	1 県 民 税	83,136,000	2,700,000	85,836,000
	2 事 業 税	41,391,000	4,000,000	45,391,000
	3 地 方 消 費 税	20,744,000	1,300,000	22,044,000
2 地方消費税清算金		47,923,000	△ 484,000	47,439,000
	1 地方消費税清算金	47,923,000	△ 484,000	47,439,000
3 地方譲与税		37,400,000	2,000,000	39,400,000
	1 地方法人特別譲与税	34,000,000	2,000,000	36,000,000
4 地方特例交付金		800,000	△ 12,185	787,815
	1 地方特例交付金	800,000	△ 12,185	787,815
5 地方交付税		127,115,040	△ 1,803,960	125,311,080
	1 地方交付税	127,115,040	△ 1,803,960	125,311,080
7 分担金及び負担金		3,508,859	△ 765,150	2,743,709

	1 負 担 金	3,508,859	△ 765,150	2,743,709
8 使用料及び手数料		7,822,729	1,143,739	8,966,468
	1 使 用 料	4,295,863	1,143,739	5,439,602
9 国 庫 支 出 金		94,285,415	△ 4,532,079	89,753,336
	1 国 庫 負 担 金	41,157,601	△ 1,568,925	39,588,676
	2 国 庫 補 助 金	50,168,535	△ 2,473,132	47,695,403
	3 委 託 金	2,959,279	△ 490,022	2,469,257
10 財 産 収 入		2,044,253	1,665	2,045,918
	1 財 産 運 用 収 入	800,530	1,665	802,195
11 寄 附 金		61,317	45,690	107,007
	1 寄 附 金	61,317	45,690	107,007
12 繰 入 金		37,051,867	△ 7,554,707	29,497,160
	1 特 別 会 計 繰 入 金	379,362	△ 116	379,246
	2 基 金 繰 入 金	36,672,505	△ 7,554,591	29,117,914
13 繰 越 金		3,083,981	4,297,083	7,381,064
	1 繰 越 金	3,083,981	4,297,083	7,381,064

款	項	補正前の額	補正額	計
14 諸 収 入		112,864,789	△ 4,344,010	108,520,779
	3 貸付金元利収入	98,550,790	△ 1,228,675	97,322,115
	4 受託事業収入	508,844	△ 149,996	358,848
	5 収益事業収入	11,647,680	△ 3,192,848	8,454,832
	7 雑 入	1,548,110	227,509	1,775,619
15 県 債		101,830,000	△ 14,590,866	87,239,134
	1 県 債	101,830,000	△ 14,590,866	87,239,134
歳 入 合 計		791,491,250	△ 18,598,780	772,892,470

歳 出		(単位千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 議 会 費		1,486,405	△ 41,975	1,444,430
	1 議 会 費	1,486,405	△ 41,975	1,444,430
2 総 務 費		32,144,307	10,213,879	42,358,186
	1 総 務 管 理 費	13,523,090	8,408,494	21,931,584
	2 企 画 費	3,939,359	2,691,764	6,631,123
	3 徴 税 費	8,746,600	△ 458,541	8,288,059
	4 市 町 村 振 興 費	2,623,713	△ 351,213	2,272,500
	5 選 挙 費	1,289,604	△ 3,191	1,286,413
	6 防 災 費	1,064,899	△ 28,080	1,036,819
	7 統 計 調 査 費	645,277	△ 45,354	599,923
3 民 生 費		94,309,889	△ 4,705,675	89,604,214
	1 社 会 福 祉 費	56,922,209	△ 3,110,522	53,811,687
	2 児 童 福 祉 費	30,798,811	△ 1,470,490	29,328,321
	3 生 活 保 護 費	3,627,404	57,535	3,684,939

款	項	補正前の額	補正額	計
	4 災害救助費	446,982	△ 56,419	390,563
	5 県民生活費	2,514,483	△ 125,779	2,388,704
4 衛生費		60,152,295	△ 2,105,288	58,047,007
	1 公衆衛生費	25,842,444	△ 271,234	25,571,210
	2 環境衛生費	1,490,148	△ 64,653	1,425,495
	3 保健所費	2,121,379	△ 53,700	2,067,679
	4 医薬費	20,201,899	△ 673,441	19,528,458
	5 病院費	4,061,280	△ 114,355	3,946,925
	6 環境対策費	6,435,145	△ 927,905	5,507,240
5 労働費		6,370,669	△ 1,302,928	5,067,741
	1 労政費	370,561	△ 22,409	348,152
	2 職業訓練費	1,698,881	△ 216,595	1,482,286
	3 失業対策費	4,193,583	△ 1,063,924	3,129,659
6 農林水産業費		44,414,012	△ 5,727,643	38,686,369
	1 農業費	20,197,331	△ 3,834,692	16,362,639

	2 畜 産 業 費	2,531,000	△ 272,586	2,258,414
	3 農 地 費	9,784,533	△ 1,493,962	8,290,571
	4 林 業 費	11,194,623	△ 126,438	11,068,185
	5 水 産 業 費	672,879	35	672,914
7 商 工 費		92,474,091	179,320	92,653,411
	1 商 工 費	91,250,057	176,260	91,426,317
	2 観 光 費	1,224,034	3,060	1,227,094
8 土 木 費		70,811,457	△ 7,851,516	62,959,941
	1 土 木 管 理 費	5,211,515	52,061	5,263,576
	2 道 路 橋 り よ う 費	41,195,198	△ 6,081,585	35,113,613
	3 河 川 費	12,359,043	△ 1,430,263	10,928,780
	4 都 市 計 画 費	8,945,391	△ 265,842	8,679,549
	5 住 宅 費	3,100,310	△ 125,887	2,974,423
9 警 察 費		43,345,763	△ 1,202,863	42,142,900
	1 警 察 管 理 費	42,204,299	△ 1,202,863	41,001,436
10 教 育 費		189,826,105	△ 4,355,047	185,471,058

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 教育総務費	25,401,955	△ 1,287,717	24,114,238
	2 小学校費	68,951,984	△ 1,597,885	67,354,099
	3 中学校費	39,089,828	△ 493,930	38,595,898
	4 高等学校費	36,973,421	△ 584,664	36,388,757
	5 特別支援学校費	16,018,738	△ 361,954	15,656,784
	6 社会教育費	1,925,927	△ 10,232	1,915,695
	7 保健体育費	1,464,252	△ 18,665	1,445,587
11 災害復旧費		2,961,835	△ 1,882,110	1,079,725
	1 農林水産施設災害復旧費	505,697	△ 49,359	456,338
	2 土木施設災害復旧費	2,351,387	△ 1,754,751	596,636
	3 県有施設等災害復旧費	100,791	△ 78,000	22,791
12 公債費		103,117,422	△ 2,535,934	100,581,488
	1 公債費	103,117,422	△ 2,535,934	100,581,488
13 諸支出金		49,277,000	2,719,000	51,996,000
	1 地方消費税清算金	19,818,000	1,696,000	21,514,000

	3 地方消費税交付金	24,120,000	△ 228,000	23,892,000
	8 配当割交付金	892,000	1,073,000	1,965,000
	9 株式等譲渡所得割交付金	848,000	178,000	1,026,000
歳	出	合	計	
		791,491,250	△ 18,598,780	772,892,470

第2表 繰越明許費補正

追加

(単位千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	県有財産管理費	27,300
	2 企画費	地域消費喚起対策事業費	1,600,000
		地方創生推進事業費	1,200,000
3 民生費	1 社会福祉費	社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金事業費	879,142
		老人保健福祉施設整備助成費	907,200
		介護基盤緊急整備等事業費	634,000
	2 児童福祉費	子育て総合支援事業費	1,810,934
		子ども総合科学館費	6,210
4 衛生費	1 公衆衛生費	感染症対策費	5,400
	2 環境衛生費	産業廃棄物指導費	56,000
	4 医薬費	救急医療対策費	114,764
		医療施設整備助成費	529,950

		看 護 対 策 費	15,000
	6 環 境 対 策 費	再生可能エネルギー導入促進事業費	182,000
6 農 林 水 産 業 費	1 農 業 費	土地利用型農業確立対策事業費	3,308,143
		農業生産総合対策事業費	6,500
	2 畜 産 業 費	草地基盤整備費	132,000
	3 農 地 費	中山間地域総合整備事業費	171,500
		農村振興総合整備事業費	105,000
		県単農業農村整備事業費	30,000
		農地整備事業費	614,670
		基盤整備促進事業費	140,170
		農村地域防災減災事業費	110,800
		水利施設整備事業費	165,072
		農業基盤整備促進事業費	164,951
	4 林 業 費	林業・木材産業構造改革事業費	263,315
		特用林産振興費	91,000
		森林整備加速化・林業再生基金事業費	102,872

款	項	事業名	金額
		森林整備加速化・林業再生交付金事業費	757,990
		造林事業費	851,000
		少花粉スギコンテナ苗生産力強化事業費	6,600
		県単林道事業費	29,920
		森林整備林道事業費	225,000
		治山事業費	613,361
		県単治山事業費	3,000
7 商 工 費	1 商 工 費	機 器 等 整 備 費	50,000
		産 業 活 性 化 金 融 対 策 費	2,048
	2 観 光 費	自 然 公 園 等 施 設 整 備 費	34,812
8 土 木 費	1 土 木 管 理 費	用 地 調 査 費	49,000
		建 築 監 理 費	25,109
		耐 震 改 修 促 進 事 業 費	6,072
		県 有 建 築 物 耐 震 化 推 進 事 業 費	359,296
	2 道 路 橋 り よ う 費	道 路 保 全 事 業 費 (補 助)	1,501,000

		道路保全事業費（県単）	1,560,898
		快適な道路環境づくり事業費（補助）	91,000
		緊急防災・減災対策事業費（道路保全）	254,200
		道路調査費	341,678
		緊急防災・減災対策事業費（道路整備）	657,600
		快適で安全な道づくり事業費（補助）	10,567,231
		快適で安全な道づくり事業費（県単）	418,994
	3 河 川 費	河川調査費	100,700
		河川砂防保全事業費（県単）	143,000
		緊急防災・減災対策事業費（河川砂防）	396,400
		河川砂防施設づくり事業費（県単）	38,806
		河川改良費	5,000
		河川受託事業費	58,930
		安全な川づくり事業費（補助）	1,870,000
		市町村川づくり助成費（補助）	150,000
ダム施設保全事業費（補助）	211,217		

款	項	事業名	金額
		砂防調査費	19,700
		砂防受託事業費	68,000
		砂防施設づくり事業費(補助)	1,470,108
		水防費	35,000
	4 都市計画費	土地区画整理事業助成費(補助)	337,000
		街路づくり事業費(補助)	3,618,500
		魅力ある公園づくり事業費(補助)	35,000
5 住宅費	県営住宅整備事業費(補助)	131,788	
10 教育費	1 教育総務費	私立学校振興助成費	609,576
	4 高等学校費	高等学校校舎等維持管理費	237,113
		大規模改造事業費	953,847
		高校再編整備費	46,395
	5 特別支援学校費	特別支援学校校舎等維持管理費	5,300
	7 保健体育費	県立体育施設費	156,703
11 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	26年発生林道災害復旧事業費	2,000

		26年発生県単林道災害復旧事業費	8,500
		26年発生県単治山災害復旧事業費	16,800
		26年発生農地災害復旧事業費	428
	2 土木施設災害復旧費	26年災害復旧事業費	306,000
		26年県費単独災害復旧事業費	92,000

第3表 債務負担行為補正

追加

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
治 山 事 業	平成27年度	442,500
県営かんがい排水事業(西前原地区ポンプ設置工事)	平成27年度	432,000
水利施設整備事業 (西前原地区除塵機及びゲート製作据付工事)	平成27年度	177,200

第4表 地方債補正

1 追加

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県単治山事業費	2,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
畜産酪農研究センター整備費	110,000	同上	同上	同上

2 変 更										
(単位千円)										
起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後					
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法		
県庁舎等施設整備費	12,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。	134,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。		
防災行政ネットワーク整備費	63,000	同	上	同	上	31,000	同	上	同	上
土地改良事業費	1,121,000	同	上	同	上	762,000	同	上	同	上
林道事業費	143,000	同	上	同	上	62,000	同	上	同	上

治山事業費	842,000	同	上	同	上	同	上	699,000	同	上	同	上	同	上
県単林道事業費	11,000	同	上	同	上	同	上	15,000	同	上	同	上	同	上
自然公園等施設整備費	20,000	同	上	同	上	同	上	31,000	同	上	同	上	同	上
国庫補助道路事業費	9,092,000	同	上	同	上	同	上	8,299,000	同	上	同	上	同	上
国庫補助河川改良費	1,356,000	同	上	同	上	同	上	1,273,000	同	上	同	上	同	上
国庫補助砂防費	842,000	同	上	同	上	同	上	928,000	同	上	同	上	同	上
国庫補助街路事業費	1,420,000	同	上	同	上	同	上	1,772,000	同	上	同	上	同	上
公園緑地整備費	158,000	同	上	同	上	同	上	86,000	同	上	同	上	同	上
県営住宅建設事業費	448,000	同	上	同	上	同	上	463,000	同	上	同	上	同	上
県有建築物耐震化推進事業費	456,000	同	上	同	上	同	上	405,000	同	上	同	上	同	上
直轄道路事業負担金	3,554,000	同	上	同	上	同	上	1,191,000	同	上	同	上	同	上
直轄河川事業負担金	1,335,000	同	上	同	上	同	上	946,000	同	上	同	上	同	上
直轄砂防事業負担金	1,692,000	同	上	同	上	同	上	949,000	同	上	同	上	同	上
地方道路等整備事業費	4,845,000	同	上	同	上	同	上	3,170,000	同	上	同	上	同	上
河川等整備事業費	1,055,000	同	上	同	上	同	上	302,000	同	上	同	上	同	上
自然災害防止事業費	84,000	同	上	同	上	同	上	223,000	同	上	同	上	同	上

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地域活性化事業費	468,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分かち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。	419,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分かち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
市町村合併推進事業費	1,181,000	同上	同上	同上	987,000	同上	同上	同上
警察施設整備費	142,000	同上	同上	同上	54,000	同上	同上	同上
交通安全施設整備費	370,000	同上	同上	同上	418,000	同上	同上	同上
高等学校施設整備費	692,000	同上	同上	同上	984,000	同上	同上	同上
特別支援学校施設整備費	987,000	同上	同上	同上	581,000	同上	同上	同上
26年災害復旧土木事業費	666,000	同上	同上	同上	117,000	同上	同上	同上

平成26年度臨時財政 対策債	62,000,000	同上	同上	同上	60,247,000	同上	同上	同上
災害援護資金貸付事業費	5,000	普通貸借	無利子	災害弔慰金の支給等に関する法律第12条第2項及び第14条第2項並びに東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第103条第2項の規定により償還する。	1,134	普通貸借	無利子	災害弔慰金の支給等に関する法律第12条第2項及び第14条第2項並びに東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第103条第2項の規定により償還する。
博物館整備費	23,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。				

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
障害者スポーツ拠点施設整備費	24,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る場合は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。				
とちぎ花センター整備費	36,000	同上	同上	同上				
退職手当債	5,000,000	同上	同上	同上				
25年災害復旧林道事業費	6,000	同上	同上	同上				
25年災害復旧土木事業費	3,000	同上	同上	同上				
直轄災害復旧事業負担金	100,000	同上	同上	同上				

第55号議案

平成26年度栃木県馬頭最終処分場事業特別会計補正予算（第1号）

平成26年度栃木県馬頭最終処分場事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ157,300千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ146,700千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

平成27年2月18日 提出

栃木県知事 福田 富一

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県	債	304,000	△ 157,300	146,700
	1 県 債	304,000	△ 157,300	146,700
歳入	合計	304,000	△ 157,300	146,700

歳 出		(単位千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 最終処分場事業費		198,455	△ 155,000	43,455
	1 最終処分場建設事業費	198,455	△ 155,000	43,455
2 公 債 費		105,545	△ 2,300	103,245
	1 公 債 費	105,545	△ 2,300	103,245
歳 出 合 計		304,000	△ 157,300	146,700

第2表 継続費補正

変更

(単位千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 最終処分場事業費	1 最終処分場建設事業費	最終処分場設計費	180,000	平成26年度	130,000			
				平成27年度	50,000			

第3表 地方債補正

変更

(単位千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
最終処分場事業費	304,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間を含む。）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。	146,700	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間を含む。）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。

第56号議案

平成26年度栃木県流域下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成26年度栃木県流域下水道事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 350,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,014,570千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

平成27年2月18日 提出

栃木県知事 福田 富 一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		4,351,192	△ 97,406	4,253,786
	1 負担金	4,351,192	△ 97,406	4,253,786
3 国庫支出金		788,000	△ 139,000	649,000
	1 国庫補助金	788,000	△ 139,000	649,000
4 繰入金		1,363,334	△ 14,883	1,348,451
	1 一般会計繰入金	1,363,334	△ 14,883	1,348,451
5 繰越金		756,382	71,679	828,061
	1 繰越金	756,382	71,679	828,061
6 諸収入		577,537	△ 68,409	509,128
	2 受託事業収入	496,527	△ 630	495,897
	3 雑収入	81,009	△ 67,779	13,230
7 県債		1,033,700	△ 95,600	938,100
	1 県債	1,033,700	△ 95,600	938,100

8 財 産 収 入		3,494,119	△ 6,381	3,487,738
	1 財 産 売 払 収 入	3,494,119	△ 6,381	3,487,738
歳 入 合 計		12,364,570	△ 350,000	12,014,570

歳 出		(単位千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 流域下水道事業費		7,579,047	△ 334,462	7,244,585
	2 流域下水道建設事業費	2,943,159	△ 334,462	2,608,697
2 公 債 費		4,785,523	△ 15,538	4,769,985
	1 公 債 費	4,785,523	△ 15,538	4,769,985
歳 出 合 計		12,364,570	△ 350,000	12,014,570

第2表 繰越明許費

(単位千円)

款	項	事業名	金額
1 流域下水道事業費	2 流域下水道建設事業費	流域下水道づくり事業費	158,750

第3表 地方債補正

変更

(単位千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業費	1,033,700	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分かち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。	938,100	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分かち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。

第57号議案

平成26年度栃木県病院事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成26年度栃木県病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 平成26年度栃木県病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり改める。

区 分	岡 本 台 病 院			が ん セ ン タ ー			とちぎりハビリテーションセンター		
	既決予定量	補正予定量	計	既決予定量	補正予定量	計	既決予定量	補正予定量	計
1 病 床 数	267床		267床	324床		324床	80床		80床
2 年 間 患 者 数									
(1) 入 院	76,582人	△ 8,477人	68,105人	84,625人	△ 6,251人	78,374人	26,426人	△ 1,156人	25,270人
(2) 外 来	34,350人	△ 1,547人	32,803人	107,360人	3,268人	110,628人	26,840人	△ 440人	26,400人
3 一 日 平 均 患 者 数									
(1) 入 院	210人	△ 23人	187人	232人	△ 17人	215人	72人	△ 3人	69人
(2) 外 来	141人	△ 7人	134人	440人	13人	453人	110人	△ 2人	108人

(収益的収入及び支出の補正)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 岡本台病院事業収益	2,785,000千円	△ 277,000千円	2,508,000千円
第1項 医業収益	2,227,067千円	△ 283,754千円	1,943,313千円
第2項 医業外収益	557,931千円	6,754千円	564,685千円
第2款 がんセンター事業収益	9,675,000千円	△ 3,000千円	9,672,000千円
第1項 医業収益	7,422,883千円	△ 37,444千円	7,385,439千円
第2項 医業外収益	2,252,115千円	34,444千円	2,286,559千円
第3款 とちぎりハビリテーション センター事業収益	2,246,000千円	△ 70,000千円	2,176,000千円
第1項 医業収益	1,104,782千円	△ 80,558千円	1,024,224千円
第2項 医業外収益	1,141,216千円	10,558千円	1,151,774千円
	支	出	
第1款 岡本台病院事業費用	2,965,000千円	△ 155,000千円	2,810,000千円

第1項 医業費用	2,836,273千円	△	151,452千円	2,684,821千円
第2項 医業外費用	21,442千円	△	4,347千円	17,095千円
第3項 特別損失	106,285千円		799千円	107,084千円
第2款 がんセンター事業費用	10,187,000千円		221,000千円	10,408,000千円
第1項 医業費用	9,713,864千円		222,882千円	9,936,746千円
第2項 医業外費用	225,198千円	△	10,322千円	214,876千円
第3項 特別損失	242,938千円		8,440千円	251,378千円
第3款 とちぎりハビリテーション センター事業費用	2,246,000千円	△	27,000千円	2,219,000千円
第1項 医業費用	2,037,849千円	△	28,470千円	2,009,379千円
第2項 医業外費用	140,375千円		1,470千円	141,845千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、同条括弧書中「421,000千円(がんセンター)」を「428,992千円(がんセンター)」に、「過年度分損益勘定留保資金 640,000千円」を「過年度分損益勘定留保資金 647,992千円」に改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			

第2款 がんセンター資本的収入	2,679,000千円	△	7,992千円	2,671,008千円
第2項 補助金	7,992千円	△	7,992千円	千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科目)	(既決予定額)		(補正予定額)	(計)
職員給与費	7,214,841千円	△	194,762千円	7,020,079千円

(たな卸資産購入限度額の補正)

第6条 予算第9条中「たな卸資産の購入限度額は、3,109,436千円」を「たな卸資産の購入限度額は、3,524,910千円」に改める。

平成27年2月18日 提出

栃木県知事 福田 富一

第58号議案

平成26年度栃木県電気事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成26年度栃木県電気事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 平成26年度栃木県電気事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 電気事業収益	2,207,000千円	△ 14,830千円	2,192,170千円
第2項 財務収益	21,001千円	7千円	21,008千円
第4項 特別利益	100,001千円	△ 14,837千円	85,164千円
	支	出	
第1款 電気事業費用	2,107,000千円	△ 28,260千円	2,078,740千円
第1項 営業費用	1,913,359千円	△ 28,061千円	1,885,298千円
第2項 財務費用	93,825千円	6千円	93,831千円

第3項 事業外費用	74,501千円	△	205千円	74,296千円
-----------	----------	---	-------	----------

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第3条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科目)	(既決予定額)		(補正予定額)	(計)
職員給与費	430,463千円	△	5,515千円	424,948千円

平成27年2月18日 提出

栃木県知事 福田 富一

第59号議案

平成26年度栃木県水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成26年度栃木県水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 平成26年度栃木県水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支 出			
第1款 水道用水供給事業費用	1,904,000千円	△ 11,140千円	1,892,860千円
第1項 営業費用	1,750,934千円	△ 11,124千円	1,739,810千円
第2項 営業外費用	136,211千円	△ 16千円	136,195千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第3条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
職員給与費	303,324千円	2,736千円	306,060千円

平成27年2月18日 提出

栃木県知事 福田 富 一

第60号議案

平成26年度栃木県工業用水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成26年度栃木県工業用水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 平成26年度栃木県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 工業用水道事業収益	743,000千円	9,010千円	752,010千円
第2項 営業外収益	205,502千円	9,010千円	214,512千円
	支	出	
第1款 工業用水道事業費用	639,000千円	△ 13,890千円	625,110千円
第1項 営業費用	611,149千円	△ 22,899千円	588,250千円
第2項 営業外費用	23,373千円	9,009千円	32,382千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第3条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
職員給与費	70,146千円	△ 19,700千円	50,446千円

平成27年2月18日 提出

栃木県知事 福田 富一

第61号議案

平成26年度栃木県用地造成事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成26年度栃木県用地造成事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 平成26年度栃木県用地造成事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第1款 用地造成事業費用	10,029,835千円	△ 28,320千円	10,001,515千円
第1項 営業費用	5,674,201千円	△ 14,107千円	5,660,094千円
第2項 営業外費用	49,179千円	△ 14,213千円	34,966千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、同条括弧書中「不足する額 4,478,000千円」を「不足する額 4,478,220千円」に、「当年度分損益勘定留保資金 3,962,795千円」を「当年度分損益勘定留保資金 3,963,015千円」に改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
-------	---------	---------	-----

		収 入			
第1款 資本的収入		1,711,000千円	△	14,000千円	1,697,000千円
第1項 企業債		1,653,000千円	△	14,000千円	1,639,000千円
		支 出			
第1款 資本的支出		6,189,000千円	△	13,780千円	6,175,220千円
第1項 建設改良費		311,089千円	△	13,780千円	297,309千円
(企業債の補正)					
第4条 予算第5条に定めた企業債を次のように改める。					

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土地造成事業費	千円 1,653,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後にお	償還年限30年以内（据置期間を含む。）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由によ	千円 1,639,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを	償還年限30年以内（据置期間を含む。）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由によ

		額に加算した金額を限度額とする。)	いては、当該見直し後の利率とする。)	り償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。		額に加算した金額を限度額とする。)	いては、当該見直し後の利率とする。)	り償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
--	--	-------------------	--------------------	--	--	-------------------	--------------------	--

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
職員給与費	117,578千円	△ 11,914千円	105,664千円

平成27年2月18日 提出

栃木県知事 福田 富一

第62号議案

平成26年度栃木県施設管理事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成26年度栃木県施設管理事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 平成26年度栃木県施設管理事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 経営総合管理事業収益	248,000千円	△ 24,030千円	223,970千円
第1項 営業外収益	248,000千円	△ 24,030千円	223,970千円
	支	出	
第1款 経営総合管理事業費用	248,000千円	△ 24,030千円	223,970千円
第1項 営業費用	247,903千円	△ 24,012千円	223,891千円
第2項 営業外費用	97千円	△ 18千円	79千円
第3款 賃貸ビル事業費用	162,000千円	△ 2,590千円	159,410千円

第1項 営業費用	149,621千円	△	2,586千円	147,035千円
第2項 営業外費用	12,077千円	△	4千円	12,073千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第3条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科目)	(既決予定額)		(補正予定額)	(計)
職員給与費	179,045千円	△	17,176千円	161,869千円

平成27年2月18日 提出

栃木県知事 福田 富一